

## 「土地改良施設維持管理適正化事業事務処理細則」（令和5年度改正）

### （趣旨）

第1条 本会は、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知）に基づく事業を円滑に推進するため、同実施要綱、土地改良施設維持管理適正化事業施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知）、施設構造改善対策業施要領（昭和62年5月20日付け62構改B第500号農林省構造改善局長通知）及び安全管理施設整備対策事業実施要領（平成29年3月31日付け28農振第2155号農林水産省農村振興局長通知）、その他農林水産省関係通達ならびに全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款及び北海道土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款（以下「約款」という。）等に基づく事務処理について、その細則をこの規定に定める。

### （事業加入申込み）

第2条 整備補修事業及び防災減災機能等強化事業に加入を希望する土地改良区等は、別紙第1号様式及び別紙第1号の2様式により包括的加入申込みを本会にするものとする。

2 本会は、前項の加入申込みを受けた場合には、内容を審査し、当該加入申込みを承認したときは、別紙第2号様式及び別紙第2号の2様式によりその旨を当該土地改良区等に通知するとともに、これを事業ごとに区分して別に定める加入者台帳に登載するものとする。

### （予算の概算要求：翌年度の要望量報告）

第3条 本会は、新たに整備補修事業及び防災減災機能等強化事業を実施しようとする土地改良区等（適正化事業加入土地改良区等で新たに当該事業の対象とする土地改良施設を追加しようとするものを含む。）があるときは、当該土地改良区等の要望をとりまとめて、「新規事業実施要望額（予算要求調書）」を当該事業に係る資金拠出を開始しようとする年度の前年度の5月末日（全土連が別に期日を定めた場合は、その期日）までに全土連に申出るものとする。

### （適正化事業実施計画の協議）

第4条 本会は、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号構造改善局長通知。以下「要領」という。）7に定める毎年度の適正化事業実施計画の策定にあたっては、全土連から示された目標額を基準として行うものとする。

2 前項の実施計画については、道、農村振興局及び全土連と協議するものとする。

3 本会は、実施計画について、次に掲げる変更をする必要が生じた場合には、当該変更について別紙様式第2の2及び第3の2により速やかに道、農村振興局及び全土連と協議するものとする。

ア 対象施設の変更

イ 整備補修又は施設整備内容の重要な変更

### （新規拠出金目標額の設定及び通知）

第5条 本会は、全土連から新たに拠出を開始すべき目標額の通知を受けた場合は、土地改良区等ごとに拠出しようとする資金の額を決定（防災減災機能等強化事業においては、併せて財政融資資金に係る利息を決定）し、別紙第3号様式及び別紙第3号の2様式により通知するものとする。

### **(抛出金の抛出申込等)**

第6条 当該土地改良区等は、前条の通知を受けた場合には、約款第3条の規定による適正化資金の抛出申込みを別紙第4号様式及び別紙第4号の2様式により本会に提出するものとする。

2 前項の抛出申込みについては、要綱第4の3に基づき、包括して知事の承認を得るものとする。

3 本会は、前項の知事の承認を得た場合には、全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化事業事務処理細則（以下「全土連細則」という。）第8条に定める様式により資金の抛出申込書を全土連に提出するものとする。

4 本会は、前項の抛出申込みに対する全土連からの抛出金額の決定を受けた場合には、別紙第5号様式及び別紙第5号の2様式により当該土地改良区等に通知するものとする。

### **(抛出金の抛出決定の変更)**

第7条 前条第4項により決定のあった抛出金の抛出決定につき、次の各号に掲げる変更（緊急整備補修を実施する必要がある場合を含む。）がある場合は、要領7の（5）に定められている別紙様式第2の2及び第3の2により、道、農村振興局及び全土連と協議を行い、整備補修事業実施計画及び防災減災機能等強化事業実施計画を変更しなければならない。

（1） 抛出対象施設の変更

（2） 整備補修又は施設整備内容の重要な変更

2 土地改良区等は第1項に掲げる変更があった場合は、別紙第6号様式及び別紙第6号の2様式により変更申請書を提出するものとする。

3 土地改良区等抛出団体の名称に変更があった場合は、別紙第7号様式及び別紙第7号の2様式により変更届を提出するものとする。

4 土地改良区等は第1項及び第2項に掲げる変更以外の変更があった場合は、別紙第8号様式及び別紙第8号の2様式により本会に変更届を提出するものとする。

5 前1項の規定に係わらず緊急整備補修を実施する必要がある場合には、別紙第9号様式により緊急整備補修申請書を提出するものとする。

6 本会は、第1項の協議につき同意があった場合は、別紙第10号様式及び別紙第10号の2様式により通知するものとする。

### **(交付金交付目標額の通知)**

第8条 本会は、要領8による交付金交付目標額の通知を全土連から受けた場合は、別紙第11号様式及び別紙第11号の2様式により当該土地改良区等に通知するものとする。

### **(抛出金を抛出する旨の通知)**

第9条 当該土地改良区等は約款第4条に基づき抛出金を抛出する旨を別紙第12号様式及び別紙第12号の2様式により本会に提出するものとする。

2 本会は、前項の提出を受けた場合には、全土連細則第11条に定める様式により全土連に提出するものとする。

### **(賦課金の賦課請求)**

第10条 本会は、約款第4条の抛出金に係る賦課金及び第10条の事務費に係る賦課金の賦課請求については、別紙第13号様式及び別紙第13号の2様式により行うものとする。

### **(賦課金の納付等)**

第11条 当該土地改良区等は、前条による賦課請求に基づき同条の賦課金を別に定める期日までに本会に納入するものとする。

2 前項の賦課金を納付していることを確認のうえ、当該交付金の交付決定を行うものとする。

### **(交付金の交付申請)**

第12条 要綱第6の1及び第6の2による当該土地改良区等の本会への交付申請は、要領9の(1)に定める様式によるものとする。

2 要綱第6の3による本会の全土連への交付金申請は、全土連細則第14条に定める様式によるものとする。

3 前項の申請は、必ずしも道内分を一括する必要はなく適宜分割することができるものとする。

4 交付金の交付申請の額は、本会から通知した交付金目標額をこえることができない。

### **(交付金の交付決定)**

第13条 本会は、要綱第6の4による交付金の交付決定の通知を全土連から受けた場合には、要綱第6の5に基づき道と協議の上別紙第14号様式及び別紙第14号の2様式により当該土地改良区等に交付金の交付決定をするものとする。

### **(交付金の交付決定の変更)**

第14条 前条により決定のあった交付金の交付決定につき、次の各号に掲げる変更がある場合は、要領7の(5)に定められたとおり、道、農村振興局及び全土連と協議を行い、整備補修事業及び防災減災機能等強化事業実施計画を変更しなければならない。

(1) 交付対象施設の変更

(2) 整備補修又は施設整備内容の重要な変更

2 土地改良区等は第1項に掲げる変更があった場合は、別紙第15号様式及び別紙第15号の2様式により本会に変更申請書を提出するものとする。

3 土地改良区等拠出団体の名称に変更があった場合は、別紙第16号様式及び別紙第16号の2様式により本会に変更届を提出するものとする。

4 土地改良区等は第1項及び第2項に掲げる変更以外の変更があった場合は、別紙第17号様式及び別紙第17号の2様式により本会に変更届を提出するものとする。

5 本会は、第1項の協議につき同意があった場合は、別紙第18号様式及び別紙第18号の2様式により通知するものとする。

6 緊急整備補修に係る交付金の交付決定については、変更は認められないものとする。

### **(交付金の交付決定前の着手)**

第15条 事業は、原則として第13条の交付金の交付決定後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図るため、交付金の交付決定前に事業に着手する場合には、土地改良区等は、予め、別紙第19号様式及び別紙第19号の2様式の交付金の交付決定前着手届にその理由を明記し、本会あてに提出するものとする。

### **(請負契約等の経過報告)**

第16条 当該土地改良区等は、請負契約等を締結したときは、別紙第20号様式及び別紙第20号の2様式による経過報告書を本会に提出するものとする。

#### **(工事完了届及び交付金の交付請求)**

第17条 当該土地改良区等は、工事が完了したときは、要領9の(3)により、別紙第21号様式及び別紙第21号の2様式による工事完了届及び約款第8条に定める様式による交付金請求書を本会に提出するものとする。

#### **(竣工検査)**

第18条 前条の届出があった場合には、土地改良区体制強化事業で配置された管理専門指導員が検査を行い、別紙第22号様式及び別紙第22号の2様式による竣工検査報告書を本会に提出するものとする。

#### **(交付金の交付請求)**

第19条 本会は、前条の竣工検査報告書が提出された場合には、要綱第6の6による請求書を全土連細則第18条の1に定める様式により、全土連に提出するものとする。

2 前項の請求は、事業実施の実態に応じて、事業実施者ごとに分割することができるものとする。

#### **(交付金の交付通知)**

第20条 本会は、要綱第5の2により交付金を当該土地改良区等に交付した場合には、その旨を別紙第23号様式及び別紙第23号の2様式により通知するものとする。

#### **(収支状況の報告)**

第21条 当該土地改良区等は、別紙第24号様式及び別紙第24号の2様式により事業実施の翌年度の4月10日までに収支状況報告書を本会に提出するものとする。

#### **(実施結果の報告)**

第22条 本会は、要綱第11の1の規定に基づき、要領13の(1)に定める様式により(施設改善特別対策事業にあっては、施設改善対策事業実施要領(昭和62年5月20日付62構改B第500号構造改善局長通知。)6に定める様式を加えて)事業実施の翌年度の4月末日までに道及び全土連に報告するものとする。

#### **(帳簿類の調整整理)**

第23条 本会は、次の帳簿を調整し、常時整理しておくものとする。

- (1) 整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の加入者台帳
- (2) 整備補修事業及び防災減災機能等強化事業拠出金台帳
- (3) 防災減災機能等強化事業会計の収支・支払関係帳簿

#### **(施設改善対策事業)**

第24条 施設改善対策事業に係る様式は、別記1によるものとする。

第25条 安全管理施設整備対策事業に係る様式は、別記2によるものとする。

第26条 安全管理施設整備対策事業緊急整備補修に係る様式は、別記3によるものとする。

附則

この事務処理細則は、平成1年10月1日から実施する。

附則

変更後の事務処理細則は、平成24年4月1日から実施する。

附則

変更後の事務処理細則は、平成26年4月1日から実施する。

附則

変更後の事務処理細則は、令和4年5月10日から実施する。

附則

変更後の事務処理細則は、令和5年6月12日から実施する。